

森町議会全員協議会

令和7年6月19日（木曜日）

開会 午前 9時28分

閉会 午前 9時53分

（議会側の議題）

1. 議会運営委員会委員長報告
2. その他

○出席議員（13名）

議長 14番	木村俊広君	副議長 1番	伊藤昇君
2番	河野文彦君	3番	高橋邦雄君
4番	河野淳君	5番	山田誠君
6番	野口周治君	7番	斉藤優香君
8番	千葉圭一君	9番	佐々木修君
10番	加藤進君	12番	東隆一君
13番	松田兼宗君		

○欠席議員（0名）

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	関	孝	憲	君
議事係 長 兼 庶務係 長	長谷川	拓	哉	君

開会 午前 9時28分

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、1、6月第2回会議に関わる議会運営委員会委員長報告に入ります。

山田議会運営委員会委員長、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（山田 誠君） 皆さん、おはようございます。それでは、6月16日に開催されました議会運営委員会についての件について報告いたします。

6月会議の運営についてですが、町長提出議件は補正予算1件であります。配付されております議案により確認を願いたいと思います。

次に、議事日程でございますが、森町議会会議条例の規定により6月19日の1日間となります。

当面する日程以降については事務局長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（関 孝憲君） 当面する日程についてでございます。

先週と変更点はありませんけれども、本日この後10時から6月の第2回会議が開催されることとなります。その本会議終了後につきましては、第9回目となる議会改革調査特別委員会を設定しておりますので、よろしくお願いいたします。

7月8日火曜日です。例年行われております議員研修会が開催されます。詳しいスケジュールにつきましては、近い近日中にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7月24日です。まだ正式な通知を受け取っていないところですが、群馬県桐生市議会が行政視察のため来町されます。

8月19日には、広報小委員会が対象となりますが、議会広報研修会が予定されております。

現在判明している当面する日程については以上でございます。その他につきましては、山田委員長のほうよりお願いいたします。

○議会運営委員長（山田 誠君） それでは、シャリテさわらへの財政支援についてでございますけれども、この問題の関心の高さや町民の不安、事の大きさも鑑みまして、可決となった場合でございますけれども、継続して慎重に調査、審議を行うべきであると考え、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会の設置決議について議会運営委員会として動議を提出する予定になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

内容につきましては、配付しております資料により確認いただきたいと思います。町が関与する老人福祉施設等に対しての議会の積極的な、かつ機動的な関与に資するため、

地方自治法第109条及び森町議会委員会条例第5条の規定により特別委員会を設置すべきものとして発議するものでございます。発議、設置規定については別紙配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、なお今回、社会福祉法人さわら福祉会特別養護老人ホームから、お手元にありますように確約書の受領が、写しを渡しておりますので、一応目を通していただきたいと思いますので、参考にしていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時33分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

今、議会運営委員長よりお話がありました特別委員会設置に関してですが、あくまでも原案可決した場合の話でありまして、否決された場合は設置しないと。そういう形でお話しになっておりますので、確認させていただきました。

皆様のほうから、この件につきまして何かご意見、質疑等ございますか。ありませんか。

○2番（河野文彦君） 今のちょっと特別委員会のことではなくて、この追加資料のことで1つ伺いたい。

今朝これ今初めて見たのですけれども、追加資料として議運にも通ってこず、今ここにぱんと机の上に置かれたのですけれども、この内容って物すごい大事なことだと思うのです。これを見て、私たちだっていろいろ調査するなり、聞き取りするなりして本来審議に向かうべきところなのかなと思うのですけれども、あまりにもこの本会議が始まるまで30分しかないときに、初めてこんなものを目を通させられて、みんな正しい判断ができるのかなと逆に心配になるのです。だから、これを追加資料として議員の方々に提出するのであれば、今日の議会を中止して一旦時間を置くぐらいのことをするぐらいの内容のことが書かれていると思うのです。その辺、これを受け付けて配付するということに対して、どうなのですかね、議長的に。これは、誰に聞けばいいのだろう。議運委員長、議長、事務方。

○議長（木村俊広君） 日程的には、既に19日と決まっているものでありまして、この確約書については社会福祉法人さわら福祉会のほうで昨日臨時の理事会が開催されたということで、その中での内容でございます。ですから、事前に分かっていた話でも何でもなくて、日程が決まっている中で、決まって明らかになったものは全て皆様のほうにお知らせしたほうがベストであろうということから今回提出させていただいたという形であります。意図的にこういう形にしたというものではございませんので、ご理解願いたいと思い

ます。

○2番（河野文彦君） さわら福祉会のほうの臨時理事会が昨日開催されたのですね。町側は、従来この件に関しては統合は口約束でしているというような話をずっと説明してきたと思うのです。文書ではなかったの。それを本会議の前の日にシャリテ側が臨時理事会を開いて、こういった重要な内容なものを当日の朝に議員に配付するなんて、あまりにも議会軽視、ばかにしているのではないかなと思うのです。その辺もしあれだったら、今後こういう対応をするのであれば、こうやって全権お任せしますという内容ですけれども、本当に紳士的に対応してくれるのか心配になるのです、僕は。その辺、逆にもう資料として配付されたものですから、今日の結果がどうなるかまだ分かりませんが、今後こういうやり方をすると信用なくするよという話を議長からでも申し入れてほしいなと思うのですけれども。

○議長（木村俊広君） これまでもいろんな流れ、話をしてくれているわけですが、なかなか話が町もシャリテさわらとの間に入って、うまく話がなかなか伝わらなくて、我々が意図している、そういうものも意外と聞けなかったという、そういう部分も往々にしてあったのかなとは思いますが。ただ、資金ショートに当たっては、ぎりぎりのもう既にそういう状況にあるということで、この大詰めになってから、こういうやりとりがいろいろあったという、そういうつらい状況ではあったと思いますけれども、その辺のこともいろいろ加味しながら、そしてこの件についても執行部側とどういう話をするのかというのはめいめいの委員の裁量でございますので、そこは本会議の場でやってもらえればいいなと思っております。決して議会軽視であるとか、そういうことではないというふうに私は思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○6番（野口周治君） ここにかなり具体的なことが書かれています。そのことが今日の審議に影響を与えないわけではないと思うのですが、このペーパーの理解ですけれども、これはあくまでもさわら福祉会の理解であって、裏返して言えば今日議会でどういう議論がなされて、議会でどういう結論が出るかの枠の中で、さわら福祉会の気持ちはこうですといったものとも理解、つまり例えばさわら福祉会と町が何か話を合わせて、これが既定方針であるかのように作ったものではない。つまり町は関与するのではなくて、福祉会の気持ちを書いてあるのだと。そういうものが具体的には書いてあるけれども、1項目、1項目が議会や町を縛るものではないという理解でよいかなと思うのですが、そうかどうか。これは、多分受け取ったところに確認するしかないと思うのですが、もしもそれが逆に町との話の中でこういうものを作りました。ですから、この裏側が町の言っていることであることであるならば、これをいきなり出すのはやはり町としておかしいことになると思うのです。その点はどうかと確認する必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木村俊広君） その辺のことについては、意図は分からないのですけれども、でもこれまでの全員協議会の中でそういうものが必要なのではないかなという、そういう意見

も出されていたので、そういう中でたまたまこの確約書なるものが昨日の役員会、理事会の中で承認されて提出されたということで、我々も議員の中からそういうものが出された中で、それを具現化されたということで、これはこれで十分評価するものではないかというふうには思っております。ただ、その内容について調整したのかどうなのかという部分については、執行部側のほうに尋ねてもらえればと思います。

○6番（野口周治君）　そうですね。質疑の中でやれる話だと今整理しました。ありがとうございます。

○議会運営委員長（山田 誠君）　河野議員が言ったように、私も30分か40分前に見たばかり。それで、町執行部のほうについては、こういう重大なものについては議会の当日によこすのではなくて、数日前にちゃんときちんと配付するように注意しなさいということと言っていますので、今後こういうことはないと思いますので、もしあれば河野議員が言うように却下する考え方も私も持っていますので、その辺ご理解願いたいと思います。

○13番（松田兼宗君）　こっちの確約書の話でなくて特別委員会の話なのですが、この中に統合ということが何も書いていなくて、これ老人福祉施設ってどれを指すのですか。さくらの園しかないわけですよ。議会が関与できる部分ってその部分で、シャリテさわらに関しては関与できないのですよ。だから、ちょっとその辺どういうふうに考えているのか。統合という言葉がないから余計変に考えるのだけれども、さくらの園を対象にしていると思えないのだけれども、どうなのですか。

○議会事務局長（関 孝憲君）　特別委員会の名称についてです。この名称にする前に、各事例を調べていました。広くタイトルを設けている、別件ではあるのですけれども、特別養護老人ホームに係る指定管理者の話で別途設けていた事例があったものですから、それと同様の名称を、広い名称にしているというだけでございます。

○6番（野口周治君）　休憩にしてもらってもいいのですけれども、今私たちが審議しようとしているのはシャリテさわらの問題ですけれども、この問題は将来においてさくらの園との統合を念頭にいろんなことを考えて、その文脈で議論しようとしている。そうすると、この後起きる事態はシャリテのことだけではなくて、さくらの園を含む特別養護老人ホームの町の中での在り方をどうするかをトータルで考えなければいけない段階に入らるだろうという想定だと私は理解しています。そういう意味では、絞りが足りないように見えなくもないのですけれども、実は問題は今日議決されたらば、次はシャリテの問題だけではなくてトータルどうするのということと一緒に考えなければいけなくなります。そういう意味では、待つてはないのではないのと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木村俊広君）　可決した場合は、パッケージで考えていかなければならないという、そういう考え方の今話だったのですけれども、まさにそういう流れになろうというふうには想定しております。ただ、運営サイドのほうは、町部局のほうはあくまでも合併に向けた、そういう流れで進めていくものだと思いますけれども、我々がつくるこの特別委員会というのは、それにふさわしいものなのかどうなのか。実は、途中でも引き返したほう

がいいのではないのかと。そういうものも全部ひっくるめての特別委員会だというふうに考えてもらって結構だと思いますので、その辺は幅広く最終的に森町にとって何がいいのかという、そういう選択肢を議会として示していくという、そういう流れにしたいと思っていますので、そこはまたご理解願いたいなと思っています。

○13番（松田兼宗君） いやいや、だから言っていること全然理解してもらっていないのだけれども、老人福祉施設というのは、町が関与できる部分というのはさくらの園しかないのですよ。シャリテなんか対象外ですよ。社会福祉法人に対して、そういう権限がありますか、議会に。シャリテに皆さん行ったときありますか。見もしていないのです。そういう部分も含めたことを議論するというのは実はおかしい話で。だから、この題目自体そうだし、統合について云々の言葉も一つもない中で、全然これだとの的外れな委員会の名称もそうだし、内容についてもそう。それを言っているのですよ。

○議長（木村俊広君） 直接的なそういう……

○13番（松田兼宗君） ちょっと待って。議長がこれ設置するのですか。発議者というのは山田議員ですよ。そっちのほうに答えるべきで、これ議長の名前ないですよ、この中に。だから、おかしいのだって、議論の仕方が。

○議会運営委員長（山田 誠君） 先ほど局長のほうからもお話あったように、こういう道義的なものの設置決議については、こういう文言で出すというのが通例の出し方になっていますので、松田議員の言っているようなシャリテだとか、その特定のものだけでなく、今さっき議長言ったように森町の全体の老人福祉施設の事業等の把握もするべきだというような意味も含めて、こういう言葉を使ったというふうに理解しておりますので、その辺理解していただきたい。何でもかんでも特定のものだけでやるということになると、後のほうが出てきませんので、そういうことでなくてオープンな考え方で理解していただきたい。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 特定しているでしょう。これ違うの。だから、これおかしいのは、今の説明を聞いていても森町のと頭に付け加えないと意味分らないですよ。それでないと意味が通じなくて、だから今言った特定のなんて、特定だとこの文字からすると何度も言うけれども、さくらの園しかないわけで、おかしいことになって。だから、対象外ですよ、シャリテは。だから、おかしいって。この名称も、だから森町のことによって変更しないとまずいのではないのと言っているの。内容が、そしてそれについて何も書いてなくて、運営についてだけでしょう。そのままで、おかしいでしょう、それだと。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時47分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○4番（河野 淳君） すみません。老人福祉施設というのは、旧老人福祉法に規定されている施設になるので、介護施設の中で老人福祉施設って結構限られているのですよね。森だと、さくらの園、シャリテと青雲の森と、あと1個か2個ぐらいしかないはずなのですけれども、その制度の在り方について検討するのか、それともシャリテとさくらの園の部分を中心にやるのか。そもそも介護施設と介護保険制度って密接につながっているもので、例えば施設のよしあしだけでなく、それをやると介護保険の料金改定から全部検討しなければならなくなるのですけれども、どこまで議会に関わるのかなというのがちょっと見えないのです。結局その施設が1個、大きな施設が1個なくなったりするだけで介護保険制度自体、相当見直しが必要になると思うのですけれども、その辺まで議会として入って話しするのかというのが不透明な部分でやるとなると、実際そうすると介護保険制度自体の組立てができなくなることが懸念されるのですけれども、その辺の影響とかまで考えた特別委員会の設置なのでしょうか。

○議会運営委員長（山田 誠君） そういう考え方もあるかも知れませんが、あくまでも森町で老人福祉施設等運営に関する特別委員会の調査ということは、あくまでも森町が設置するわけです。さっき松田議員言ったように森町と書かなくても、森町の議会が出すことは森町なの。そういうふうに理解していただければいい。だから、そういうようなことで、あくまでも今河野議員言ったように、今問題になっているのはシャリテさわらとさくらの園の問題だから、重点的にそちらに行くということは当然の話なの。そういうふうに理解願いたい。

○議長（木村俊広君） 河野淳議員が言っているとおりの、どこまで踏み込んだ話をするのか、そういう話の内容なのですから、そこは今町がやろうとして方向性を出している、あくまでもさくらの園とシャリテさわら、これをどうしていくのかという部分での話で、その料金改定がどうのこうのと、そこまで踏み込んだ話ではありませんが、最終的には財政的な部分が大きくウェイトを占めてくるのかなと思うのですけれども、改善の余地がなかなか先が見えてこないという場合は、やはりまた新たなものを議会としても示していかなければならないという、そういうことも想定に入れながらの特別委員会だというふうに考えてもらえればありがたいと思います。

○13番（松田兼宗君） 最後に1点、これ調査なのだから、シャリテの問題について、シャリテに対する調査権限はないですよ、森町議会は。それは、分かって言っているのですよね。それを制限ある中でやっていくというふうな理解でいいのですよね。

○議長（木村俊広君） それは、あくまでも森町とのやり取りという形になります。森町がどういう支援をしていくのか、どういうやり方をしていくのかという、そこについて関与をしていくという、そういう話でありますので、間接的な話になるかもしれませんが、最終的には森町のほうにこのように確約書という形で全権委任しているような、そういう形になっておりますので、当然議会に対しても……

○13番（松田兼宗君） 今日の話でしょう、それ。昨日の話を持ち出して、今さらのように持ち出してやることについてはおかしい話で、変な理屈をつけないで、権限ないのでからね。だから、町から提供されて、町以外のことを調査しようとしたら、できないのですよ。それを分かっている……

○議長（木村俊広君） 当然町が間に入って、あれこれ調整するという話になるとは思いますがけれども、だからといって今の状況の中で何もしないでずっと見ているのかという、そういう話にもならないと思うので、そこは。

○13番（松田兼宗君） 設置に反対しているわけではないけれども、中身がおかしいと言っているだけ。

○議長（木村俊広君） 中身については、今現在詳しく出ているわけではないので、皆さんでまたその中身については改めて話し合いを進めていくということも十分考えられるので、そこはご理解願いたいと思います。

ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） では、その他でありますか。ありませんか。皆さんからもありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

その他もないということなので、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

閉会 午前 9時53分